

台東区地域公共交通会議の公開及び傍聴の取扱基準

平成26年3月13日制定
(25台都交第511号)

(趣旨)

第1 この基準は、台東区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の公開及び傍聴について定めるものとする。

(開催の公表)

第2 交通会議の開催については、開催日の3日前までに公表する。

(会議の公開)

第3 交通会議は、原則公開とする。

(会議の非公開)

第4 次の各号のいずれかに該当するときは、交通会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 交通会議において取り扱う情報が、東京都台東区情報公開条例（平成5年3月台東区条例第1号）第6条第1項各号に該当するとき。

(2) 交通会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 前項各号に該当すると交通会議が判断した場合は、会議中であっても議事を中断し、非公開とした上で交通会議を継続することができる。

(傍聴者の員数)

第5 傍聴者の員数は、原則として10人までとする。

(傍聴者の手続)

第6 傍聴者の受付及び決定については、次のとおりとする。

(1) 傍聴希望者は、事前に申込みをし、交通会議の許可を受けなければならない。

(2) 傍聴希望者が傍聴者の員数を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(遵守事項)

第7 傍聴者の遵守事項については、次のとおりとする。

(1) 傍聴者は、発言をしないこと。

(2) 会議中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(3) 騒ぎ立てる等、交通会議を妨害しないこと。

(4) 会場内では、飲食及び喫煙をしないこと。

(5) 会場内では、写真撮影、録画及び録音をしないこと。

(6) 会場内では、携帯電話等の無線機器を使用しないこと。

(7) みだりに傍聴席を離れないこと。

(8) その他会場の秩序を乱し、交通会議の支障となる行為をしないこと。

2 会長は、傍聴者が前項の規定を遵守しない場合は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

3 会議中であっても交通会議が非公開の決定を行った場合は、傍聴者は速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の傍聴)

第8 報道関係者は、第5及び第6の規定にかかわらず、交通会議を傍聴することができる。なお、報道関係者が遵守する事項は、傍聴者の遵守事項に準ずるものとする。

(会議録の公開)

第9 交通会議の会議録は、その要旨を公開することができる。ただし、第4の規定により交通会議を非公開とした場合は、その情報に係るものについて全部又は一部を非公開とすることができる。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。